



セーフティ946

令和6年11月1日改正！もう知っているよね？

自転車も「ながらスマホ」に罰則が整備！



自転車も車の仲間です！
命を守るために
交通ルールを守ろう！
ヘルメットを着用しよう！

自転車走行中、
携帯電話等を手に持って、
通話、画面注視
する行為が対象！

違反者は

6月以下の懲役
又は
10万円以下の罰金

更に

交通の危険を生じさせた場合は
1年以下の懲役
又は
30万円以下の罰金

※ 自動車運転免許証がない方（高校生等）も対象！

自動車と同じ！

自転車も
『酒気帯び運転』の罰則
が整備されました！

違反者
自転車の提供者
酒類の提供者・同乗者

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

